

静 岡 市 報

号 外
静岡市葵区追手町 5 番 1 号
発 行 所 静岡市役所
編集兼発行人 静岡市長
発 行 日 毎月 1 日

監 査 公 表

静岡市監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成 17 年 11 月 29 日

静岡市監査委員 亀 山 博 史

同 大 畑 武 重

同 村 越 作 一

同 石 上 顕 太 郎

記

指 摘 事 項 等	措 置 の 状 況
下川原集会所貸付地については、実態に即した貸付契約を締結するなど静岡市財産管理規則（以下「規則」という。）に基づいた処理をされたい。	[市民局 環境部 廃棄物処理課] 指摘された事項については、公民館用地として川原連合町内会に単独で貸し付けてあった契約を、静岡市財産管理規則第 31 条の規定に基づき、現状にあわせ下川原集会所と、静岡市静岡消防団第 25 分団とにそれぞれ区分して貸付契約を締結した。
(平成 16 年度 行政監査)	(平成 17 年 11 月 4 日 報告)

<p>清水日立町市営住宅跡地の有償貸付けについては、貸付契約を締結するなど規則に基づいた処理をされたい。</p> <p>(平成16年度 行政監査)</p>	<p>[都市局 建築部 住宅課]</p> <p>この指摘を受けた後、当該土地の貸付契約の状況を再確認しましたが、本来、貸付人である所管課、借入人のそれぞれが保管してあるはずの土地賃貸借契約書が見つかりませんでした。</p> <p>その後の調査で、当該土地の貸付は、昭和52年、借入人の祖父に市営住宅を払い下げてからであることがわかりました。</p> <p>この貸付契約そのものは民法上成立しているわけですが、契約書類の不備という点で政策法務課と協議した結果、借入人と合意書を取り交わし土地賃貸借契約書の再作成をすることになり、平成17年11月28日付けで土地賃貸借契約書を再作成しました。</p> <p>以上、措置状況を報告します。</p> <p>(平成17年11月28日 報告)</p>
---	--

静岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。
同条第9項の規定により、これを公表する。

平成17年11月29日

静岡市監査委員 亀山博史
同 大畑武重
同 村越作一
同 石上顕太郎

記

監査の種別 指定管理者に対する監査
 監査の対象 対象施設 静岡市藁科都市山村交流センター「わらびこ」
 所管部局 経済局農林水産部農林総務課
 指定管理者 藁科交流センター運営委員会
 監査の範囲 平成16年度中における所管部局の指定管理に係る事務の執行及び指定管理者が行う施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況に主眼を置き実施した。
 監査の方法 1 予備監査（帳票簿冊の審査）
 2 本監査（説明聴取、質疑、現地視察）

監査の期日

対 象	予 備 監 査	本 監 査
経済局農林水産部農林総務課	平成17年10月17日	平成17年11月9日
藁科交流センター運営委員会	平成17年11月8日	

監査の結果 各監査対象とも事業は指定管理者制度の目的に沿い、また、条例における設置の目的に沿って事業を執行されており、所管部局の事務の執行並びに指定管理者が行う施設の管理に係る出納その他の事務の執行はおおむね適正に処理されているものと認められた。

(注) 1 報告書の数値は、次のとおり表示もしくは算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。

(1) 文中の金額は原則として万円単位、表は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。

(2) 比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。
 ただし、99.95%～99.99%のものは99.9%とした。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「-」・・・該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なもの

「0」、「0.0」・・・該当数値はあるが単位未満のもの

静岡市藁科都市山村交流センター

1 はじめに

指定管理者制度は公の施設を管理する方法として、平成15年度の地方自治法の改正により、それまでの管理委託制度に代わって導入された制度で、民間の能力を活用することにより多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応することを目的としたものである。

これまで管理委託を実施していた公の施設については、指定管理者制度を定めた地方自治法改正において、3年間（平成18年9月1日まで）は現在の管理委託制度を継続できることとされたため、本市においては、これらの施設は本格的に平成18年度から指定管理者制度を導入することとなるが、新設される公の施設については、当初から指定管理者制度の対象となるため、平成16年度末現在で4施設が指定管理者制度の対象となっていた。

今回、初めての指定管理者監査にあたり、この1つである藁科都市山村交流センターを対象とし、所管部局及び指定管理者の両方の監査を実施し、詳細に指定管理者の状態を把握するように努めた。

2 所管部局関係

(1) 監査対象施設の概要

静岡市藁科都市山村交流センター「わらびこ」(以下「交流センター」という。)は、施設の設置目的として、都市住民と中山間地域住民の交流の促進を図るための施設及び市民の憩いの場として、平成16年3月に静岡市葵区大原に建設され、都市住民と中山間地域住民の交流を促し、地域振興を目的とした観光施設及びコミュニティの拠点施設として、地域交流室、体験学習室、総合学習室、浴室等を備えている。

指定管理の方法は、指定管理者となる団体を公募方式ではなく、市の施策実現のため限定される施設として地元の連合町内会を母体とした団体である藁科交流センター運営委員会に対して、平成19年度末まで指定していた。

(2) 指定管理の業務内容

指定管理者は、交流センターにおける講座の開催等各種事業の実施に関する事、施設の利用の許可に関する事、施設及び設備の維持管理に関する事等を業務内容としている。

(3) 指定管理対象施設に係る条例等の名称

静岡市都市山村交流センター条例（以下「条例」という。）

静岡市都市山村交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）

（４）所管部局の監査内容について

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法第244条の2第3項の規定により条例において、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるよう定められていた。

イ 指定管理者の指定は、藁科交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を申請者に指名し、静岡市指定管理者選定委員会において運営委員会を指定管理者として選定し、平成16年2月議会の議決を受け、指定管理者に指定していた。なお、指定期間は平成16年4月1日から平成20年3月31日までとされていた。また、指定の公告を行っていた。

ウ 指定の議決を受け、規則に基づき平成16年4月1日付けで運営委員会と交流センターの管理に係る協定を締結していた。

エ 協定書には、事業計画に関する事項、市が支払うべき管理費用に関する事項、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項、事業報告に関する事項及びその他市長が必要があると認める事項が記載されており、市と指定管理者における職務の分担及び経費の負担区分は明確となっていた。また、協定書等の内容に、条例で定められた管理の範囲を超えたものは見られなかった。なお、協定の改定は行われていなかった。

オ 管理費用は費目ごとの積算表に基づき算定され、協定書のとおり前払いによる年4回の支払時期に支出されていた。

カ 指定管理者からの事業報告書の点検は、検収済報告書により処理されていた。また、事業報告書は講座の充実を図るための資料として活用していた。

キ 指定管理者と協議を行い意思の疎通を図るとともに、指定管理者から毎月来館者数等一覧表及び業務日誌が提出され、所管課においても随時交流センターに立ち寄ることなどにより施設の状況を把握し、必要に応じ指導を行っていた。

ク 交流センターの利用促進を図るため、農林総務課においてもパンフレットやチラシ等の作成・配布を行い、また、広報に講座の開催を掲載するなど利用の奨励に努めていた。

ケ 施設の維持管理に係る清掃業務、合併処理浄化槽維持管理業務、消防設備等点検業務等については、平成16年度は農林総務課において実施していた。

3 指定管理者関係

(1) 運営委員会の組織 (平成17年 3 月31日現在)

ア 役員組織

委員長 1 名、副委員長 2 名、会計 1 名、監事 2 名、委員 9 名

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
委員長	大倉亀義		委員	鈴木敏弘	
副委員長	梶山正義	現委員長H17.8～	同	原田幸男	
同	小林嘉雄		同	原田 稔	
会計	大村明久	兼センター長	同	花村八郎	
監事	佐藤元彦		同	兵永鉦一	
同	中藤清宏		同	北沢基八郎	
委員	田中長夫		同	田中健一	
同	竹下征児				

イ 事務局組織 (職員数 6 人)



(2) 事業の執行状況

運営委員会は、協定に基づき交流センターの維持管理、受付業務及び各種講座の運営を実施していた。

ア 運営委員会の運営する「わらびこ」の16年度の開館延日数は295日で、毎月曜日、年末年始 (12/28- 1 / 4) 及び館内一斉点検日 (第 4 火曜日) が休館日で、開館時間は、午前 9 時～午後 5 時であった。

また、交流センターには、無料の浴室がありその利用時間は、午前10時30分～午後 3 時となっていた。計画時における予定来館者総数は29,700人余であったが、実際の来館者総数は48,700人余、入浴利用者も16,800人余と地域の交流施設として、市民サービスの充実が図られていた。

イ 交流センターの利用状況は次表のとおりである。

(単位 人)

	来館者	入浴者	カラオケ	卓球	輪投げ	一輪車	竹馬	フラフープ
年合計	48,744	16,884	3,357	3,856	494	621	477	545
日平均	165	57	11	13	2	2	2	2

ウ 交流センターの交流及び主催講座の開催状況は次表のとおりである。

交流講座

	中藁科の1年	鮎友釣り	げんこつ茶飴作り	そば打ち	鮎料理	おいしいそば打ち	こだわり茶作り	X マ ス リース作り	ミニ門松作り	炭焼き	計
延開催回数	5	2	3	1	1	6	1	1	1	3	24
延参加人員	98	21	41	8	8	60	12	12	20	42	322

主催講座

	押し花	大正琴	和装着付	陶芸	流木造形	墨彩画	詩吟	計
延開催回数	18	6	12	18	6	6	6	72
延参加人員	138	84	108	156	30	60	54	630

(3) 経営収支の状況

損益計算書は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

科 目	金 額	構 成 比
1 売上(収入)高	11,837	100.0
2 売上(収入)原価	0	
3 売上(収入)総利益	11,837	100.0
4 販売費及び一般管理費	10,580	89.4
5 営業利益(税引前当期利益)	1,257	10.6
6 法人税等充当金	444	
7 次期繰越利益	813	

売上(収入)高収支は、125万円となっており、これから法人税等充当金を控除した実質利益は、81万円となっていた。

(4) 財政状態

貸借対照表は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

科 目	金 額	構 成 比
資 産	1,289	100.0
流動資産	1,289	100.0
現 金	33	2.6
普通預金	125	9.7
一時立替	1,093	84.8
未収入金	37	2.9
負債及び資本	1,289	100.0
負 債	476	36.9
流動負債	476	36.9
借入金	0	
預り金	32	2.5
法人税等充当金	444	34.4
資 本	813	63.1
次期繰越利益	813	63.1

ア 資産128万円は、全額流動資産である。

(ア) 流動資産の主なものは、一時立替の109万円である。

なお、この一時立替の109万円は、4月末までに全額収入済となっていた。

イ 負債は、全額流動負債である。

(ア) 流動負債の内訳は、法人税等充当金44万円及び預り金3万円である。

ウ 資本は、81万円で、全額次期繰越利益である。

(5) 指定管理者の監査内容について

ア 平成16年度は、施設の基本的な維持管理は所管課が実施しており、指定管理者は、協定書に基づきおおむね適正に施設の運営を行っていた。

イ 個人情報の保護にかかる事項について、おおむね適正に処理されていたが、管理責任者の選任がされていなかった。

ウ 事業報告書は、協定期限内に提出されていた。

エ 利用料金制は採用していなかった。

オ 利用状況にかかる見回りや施設の安全点検の実施時に、利用者からの様々なニーズの把握に努めていたほか、カウンターに提案箱をおき、利用者の声の収集を行

なっていた。

カ 交流講座は、藁科地域の歴史、文化、産業等に関わりのある事柄に主眼を置いて計画、実施していたほか、施設の専用利用及び講座等が開催されない時は、卓球や輪投げ等の一般開放を行い市民の憩い場の提供を行っていた。

キ 管理費用の請求及び受領は、協定書に則し年 4 回、前金で行われていた。

ク 協定書に基づく交流センター運営の会計と他の事業会計は、収入、支出を別の通帳で管理し、収支報告についても別立てで処理されていた。

ケ 運営経費について支出した事項を確認した結果、冗費等無駄な経費には支出していないものと認められた。また、経費の節減については、民間のメリットを生かして安価な購入に努めていた。

コ 施設管理に係る出納関係帳簿は、現金預金シート、試算表及び委託予算管理の各帳票を作成し専用ファイル「経理関係（シート）」に保管していた。また、現金預金シート、試算表については毎月、館長の確認印が押されていた。

サ 支出に係る領収書は、専用ファイル「経理関係（領収書）」に月ごとに区分し、保管していた。

シ 施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程については、「藁科都市山村交流センターの管理・運営に係る計画書」を作成していた。

ス 市民の平等利用の確保について、提案箱の投書内容の確認をしたが、特に不平等を示す事実は見当たらなかった。

セ 専用利用許可の料金収納について、別途徴収事務委託契約をしていた。

料金の未収、不納欠損はなかった。料金は、申請書と現金を照合、集計し、金庫等に保管して翌日に振り込むことになっており、徴収された利用料金は、事務所内の金庫に保管されていた。

ソ 施設の転貸等は、特にその事実は認められなかった。また、通帳にも転貸等における入金も見られなかった。

4 書類の整備状況

審査した帳票簿冊のうち主なものは次のとおりである。

(1) 所管部局

簿冊名：都市山村交流センター管理経費綴、支出負担行為伺綴、歳入調定伺書綴、領収済通知書綴、出納金関係綴、行政財産の目的外使用許可関係綴

(2) 指定管理者

簿冊名：労働基準監督署関係（保険関係成立届、就業規則届）、税務署（給与支払事務所の開設届、確定申告書）、農林総務課関係（業務日誌、専用利用許可書（センター控）、保健所（浴場業の衛生管理に係る計画書、衛生管理に係る点検表（その1）、衛生管理に係る点検表（その2））、消防署関係（防火管理者選任（解任）届出書、自衛消防隊訓練通知書、灯油貯蔵槽検査管 / 4ヶ所検査結果、自主点検表、消防法令に基づく消防用設備等点検表）経理・人事関係（現金預金シート、試算表、委託費予算管理、賃金台帳、勤怠表、領収書綴）

5 要望・意見

講座の実施状況をみると、特に地元の特徴を活かした交流事業には、市内各地区からの参加者も見られ、アンケートの結果でも満足度の高い評価が得られていた。さらに、繰越金も81万円余生じ経費の節減が図られていた。

このように指定管理者制度の目的に沿い、さらに条例における設置目的にも沿って事業を執行しているものと認められた。

指定管理者制度の目的は、効果的な事業実施により従前よりも安価なコストで市民サービスの充実を期待することであるが、一方、指定管理者が有するノウハウを活用し、効果的なサービスの提供により行政施策の目的の遂行を図るためでもあるので、今後とも所管部局にあっては、交流センターの運営を円滑に実施するため、指定管理者に対する指導や連絡調整に意を用いるとともに、人員配置や人件費の算出についても利用実態に応じて検討されたい。また、施設の駐車場の出入口の交通問題や施設の案内板の表示についても、関係課等と協議のうえ速やかに解決するよう要望する。

次に、運営委員会にあっては、指定管理者制度の主旨を活かし、施設の維持管理における事業についても今後は実施するとともに、地域の特性を活かした交流講座や主催講座等の企画・運営に趣向を凝らし、より一層、都市住民と中山間地域住民の交流を促しながら地元の人材や資源の活用を図り、市民の憩いの場として利用者の満足度の向上につなげ、施設の設置目的がさらに高められるような運営を併せて要望するところである。

静岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりで

ある。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成17年11月29日

静岡市監査委員 亀 山 博 史

同 大 畑 武 重

同 村 越 作 一

同 石 上 顕 太 郎

記

監査の種別 定期監査等

監査の対象 市立の小学校、中学校、幼稚園から抽出した学校及び幼稚園

監査の範囲 平成17年度（平成17年4月1日～8月31日）における事務事業の執行

監査の方法 1 監査委員事務局職員による提出書類審査

抽出した小学校26校、中学校14校、幼稚園4園を対象として実施

2 監査委員事務局職員による学校での帳票簿冊等の審査及び実査

1のうち小学校5校、中学校4校、幼稚園1園を抽出して実施

3 監査委員による本監査及び学校施設の調査

2のうち小学校1校、中学校1校を対象として実施

監査の結果 各学校・園の事務事業の執行について、関係書類等を監査した結果は後述のとおりであり、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、改善が望まれる軽易な事項については、別途指導した。

監査の期日

対 象	提出書類審査	学校・園での審査等
<p>< 提出書類審査 > 清水辻、清水江尻、清水入江、清水岡、清水船越、清水、清水不二見、清水駒越、清水三保第一、清水三保第二、清水浜田、清水飯田、清水飯田東、清水高部、清水高部東、清水有度第一、清水有度第二、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、清水和田島、清水中河内、清水西河内 以上 小学校26校 清水第一、清水第二、清水第三、清水第四、清水第五、清水第六、清水第七、</p>		

清水第八、清水飯田、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水両河内 以上 中学校14校 清水高部、清水小島、清水小河内、清水和田島 以上 幼稚園4園 計40校4園	9月13日) 10月28日	
<学校での審査及び実査> 清水、清水不二見、清水袖師、清水興津、清水小島 以上 小学校5校 清水第一、清水第三、清水第五、清水袖師 以上 中学校4校 清水高部 以上 幼稚園1園 計9校1園		
<本監査及び学校施設の調査> 清水小、清水第三中 計2校		10月28日

1 学校施設の目的外使用許可等の状況

学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の状況は、次のとおりである。

目 的 外 使 用 許 可 (2 日 以 内 の 使 用)				一 時 的 使 用 承 認 (2 日 以 内 の 使 用)	
社会教育的行事	公共団体行事	その他		計	
件	人	件	人	件	人
45	5,011	0	0	228	12,003
					36

提出書類に基づく校長専決に係る2日以内の学校施設の目的外使用許可件数は228件で、この内訳は、社会教育的行事45件、その他183件となっていた。また、市主催行事への一時的使用の承認のうち、校長専決に係る2日以内のものは36件であった。これらの事務処理について、直接学校・園において監査したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 郵券の受払状況

教育委員会から各校・園へ交付された郵券の受払状況(枚)は、次表のとおりである。

(単位 枚)

区 分	はがき	切 手	計
受入累計(A)	695	20,185	20,880
払出累計(B)	70	5,831	5,901
8月末残(A-B)	625	14,354	14,979

郵券の受払事務について、直接学校・園において、郵券及び受払簿を監査したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。

3 財産の管理状況

(1) 提出資料に基づく校舎、施設等の補修、改修を必要とする箇所（内示予算で対応できないもの）は、40校4園のうち36校3園で110か所となっており、この内訳は、ブロック塀の老朽化・フェンス支柱腐食、窓枠老朽化、庇部分コンクリート破損、防球ネットの整備、校舎・体育館の耐震対策の必要性など、危険防止及び防災上の安全対策に関するもの26か所、雨漏り、塗装剥離、プールの改修、揚水ポンプ故障、門の開閉、樹木剪定など管理・運営面に関するもの78か所、門扉設置、防火シャッター改修、玄関庇設置、防球ネットの増設など機能充実・向上に関するもの6か所であった。

(2) 9校1園の実査及び調査の結果、防護フェンス、防球ネット、窓の補修など防災・安全面等で急を要する箇所及び学校運営に支障をきたしている運動場散水施設や揚水ポンプの故障等が見受けられたので、これらについては、教育委員会と協議のうえ、早期に補修、改修を実施されるよう要望する。

なお、ブロック塀についても、地震の際の倒壊を想定し、網目フェンス等に換えられるよう併せて要望する。

(3) 清水興津小学校など校舎と運動場・体育館とが市道等を隔てて配置されている学校においては、施設を含め交通安全について十分注意し、全教職員に対し徹底したうえで、児童を指導されるよう要望する。

(4) 各学校で使用されている備品について、管理状況を抽出調査したところ、今年度購入した備品については、適正に処理されているものと認められた。

4 器具等の安全対策の状況

器具等の安全対策の状況について、9校1園において調査した結果は、次のとおりである。

(1) サッカー、移動式防球ネット、その他遊具等については、全校において鉄製の錘、鉄筋杭、土嚢等で固定し、また、使用しないものについては正対させ鎖で固定する等の転倒防止対策を施していた。

(2) 防火シャッターで手動開閉装置が付随しているものについては、操作スイッチがむき出しにならないよう、保護カバー等を付けて、いたずら等による事故防止対策を施していた。また、防火シャッターの周囲には、物を置かないように心掛けていた。

(3) テレビ及び移動式ピアノは、固定式バンド、固定金具によるボルト止め等により転

倒防止対策を施していた。

- (4) 薬品等の管理については、理科準備室に施錠のうえ堅固な薬品庫に施錠して保管し、使用簿を記載していた。一部の学校においては、使用簿による薬品残数管理が年度当初以後実施されていなかったこと及び薬品庫に劇物のラベル表示がされていなかったことなどが見受けられた。その後改善し使用簿の備付けや劇物のラベル表示がされていたが、特に劇物の管理については、今後も万全の対策を期されるよう強く要望する。
- (5) 外部からの侵入者対策として、市教育委員会作成の「不審者対応マニュアル」に基づき、不使用時の門扉閉鎖、職員の防犯ブザー携帯、来校者の腕章着用、防犯器具の設置、地元交番との情報交換、職員や児童等による不審者侵入対応訓練、職員の研修等を実施していた。一つの学校において、部外者の来校受付時に氏名、目的等の記載帳の備付けがなかったがことなどが見受けられたが、その後改善し記載帳の備付けがされていた。
- (6) 児童、生徒が安全に登下校できるよう、学区内危険マップの作成及び配布等をされていたが、今後も通学路の安全確保については危険箇所等を点検するなど万全を期されるよう要望する。
- (7) 本監査を実施した清水小学校では、学校関係者とは違う目で安全対策について確認をすることを目的に、年に1回PTA奉仕作業に併せ、保護者による校内の危険箇所の点検等を実施していた。外部の目で安全を確認することは非常に有効なので、今後も続けていかれるよう要望する。

以上のように、器具等の安全対策については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

5 個人情報の保護措置の状況

児童・生徒などの個人情報保護対策の状況について、9校1園において調査した結果は、次のとおりである。

- (1) 個人情報は、職員室等機械警備の対象となる部屋に外部記憶装置を使用して、パソコン本体以外の記録媒体に保存するとともに保管庫に施錠保管し、ファイルを開く際のパスワードを設定していた。また、その使用にあたっては、個人情報借出簿により学校長又は園長の許可を得て貸出、返却、記録媒体からの削除を実施していた。
- (2) 個人情報を扱うパソコンは、機械警備の対象となる部屋に保管し、他のパソコンとは区別して単体で使用し、LAN接続をしていなかった。また、個人情報をやむを得

ず取り扱った個人用パソコンについては、必要でなくなった個人情報を、その時点で削除ツールを使用して、復元できない形で削除していた。

(3) 氏名や児童生徒の写真などの個人情報を学校ホームページなどへ掲載する際、保護者の同意を得ていた。

(4) 電子データ以外の文書等による個人情報については、機械警備の対象となる部屋のロッカーに施錠保管し、個人情報借出簿により学校長又は園長の許可を得て貸出、返却を実施していた。

個人情報の保護については「静岡市個人情報保護条例」に基づく「静岡市情報セキュリティ対策基準」及び市教育委員会作成の「学校におけるパーソナルコンピュータ及び電子記録媒体の運用指針」を職員に周知徹底を図って遵守させることはもちろんのこと、個人情報の漏洩にかかる事件がたびたび発生していることから、より一層職員の危機管理意識の高揚を図り、必要となる措置が講じられるよう強く要望する。

6 学校給食衛生面等の対策状況

学校給食は、監査対象の小学校26校のうち、23校が自校調理校で、3校が給食センターにて給食を実施していた。監査対象中学校14校のうち、2校が給食センターで、12校が校外調理委託にて給食を実施していた。なお、校外調理委託による中学校は、生徒の希望により校外調理委託と弁当持参の選択制となっていた。

学校給食衛生面の対策状況について、9校1園において調査した結果は、次のとおりである。

(1) 給食調理室、配膳室は清潔で衛生の保持に努めていたが、全体に施設の老朽化が目立っていた。

(2) 定期及び日常の衛生検査については文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」に基づき実施されているが、1年に1回または3回行なう定期検査については年次計画を定め計画的に実施されるよう心がけられたい。

(3) 実査当日及び前2ヶ月分の検食結果記録並びに実査当日から2週間前の保存食の現物を日常点検票、給食日誌、献立表等により照合した結果、基準どおり適正に実施し、校長へ報告がされていた。

以上のように給食衛生面等の対策としては、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」に基づき、関係職員の周知徹底を図り、必要な措置が講じられおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、本年度から清水地区学校給食検討委員会による清水地区における学校給食提

供方法等方向性の検討が行われているが、昭和30年代に建てられた給食施設も多く老朽化が進んでいるので早期に抜本的な対策を講ずるよう要望する。